８監査第 49 号
令和８年９月１日

長野市長　　荻 原 健 司　様

長野市監査委員　下　平　　嗣
同　　川　上　　馨
同　　寺　沢　さゆり
同　　北　沢　哲　也

例月現金出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第 235 条の２第１項の規定により、検査を実施したので、同法同条第３項の規定により提出します。

例月現金出納検査結果報告書

1　検査の種類

地方自治法第 235 条の２第１項の規定に基づいた例月現金出納検査と位置付け、会計管理者(地方公営企業においては管理者)の現金の出納事務が正確に行われているかを確認するため、令和８年８月 31 日に長野市監査基準に準拠して検査を実施した。

2　検査の対象

（１）一般会計・特別会計　　令和８年７月分

（２）公営企業会計　　令和８年７月分

ア　水道事業会計
イ　下水道事業会計
ウ　産業団地事業会計
エ　戸隠観光施設事業会計

（３）財産区特別会計　　令和８年７月分

ア　東条財産区特別会計
イ　西条財産区特別会計
ウ　西寺尾本郷財産区特別会計
エ　豊栄財産区特別会計
オ　今井財産区特別会計
カ　松代財産区特別会計
キ　大岡中牧財産区特別会計
ク　信級財産区特別会計
ケ　信州新町中牧財産区特別会計

3　検査の着眼点(評価項目)

提出された資料に基づき、計数が一致し正確であるか、また、現金等の保管状況、収入・支出が適正であるかを着眼点とした。

4　検査の実施内容

各会計の収支状況について、提出された関係諸帳簿及び諸表と金融機関等が発行する残高証明書・預金証書等を照合するとともに収入・支出証拠書類を検査した。

5　検査の結果

前記の方法により検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていると認められた。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促した。